

健康日本 21（第三次）推進専門委員会設置要綱の一部改訂について

厚生労働省より、令和 5 年 9 月 1 日の厚生労働省の組織改正により、「健康局」を「健康・生活衛生局」に改組したことに伴い、健康日本 21（第三次）推進専門委員会設置要綱の一部を以下のとおり改正することについて報告がありました。

変更点は、以下のとおりです。

新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="277 635 994 667">健康日本 21（第三次）推進専門委員会 設置要綱</p> <ol data-bbox="203 719 1077 1123" style="list-style-type: none"><li data-bbox="203 719 398 751">1. 目的（略）<li data-bbox="203 804 461 836">2. 検討事項（略）<li data-bbox="203 888 398 920">3. 構成（略）<li data-bbox="203 973 1077 1123">4. 委員会の運営等 （1）～（3）（略） （4）専門委員会の庶務は、<u>健康・生活衛生局健康課</u>において 総括し、及び処理する。	<p data-bbox="1173 635 1890 667">健康日本 21（第三次）推進専門委員会 設置要綱</p> <ol data-bbox="1106 719 1957 1123" style="list-style-type: none"><li data-bbox="1106 719 1301 751">1. 目的（略）<li data-bbox="1106 804 1364 836">2. 検討事項（略）<li data-bbox="1106 888 1301 920">3. 構成（略）<li data-bbox="1106 973 1957 1123">4. 委員会の運営等 （1）～（3）（略） （4）専門委員会の庶務は、<u>健康局健康課</u>において総括し、 及び処理する。